

規制改革会議ホットライン対策チーム

各ワーキング・グループで更に精査・検討を要する提案事項

1. 平成 27 年 9 月 26 日から 11 月 20 日までに所管省庁から回答を得た提案事項 44 件について、規制改革会議ホットライン対策チームにおいて内容審査を行ったところ、各ワーキング・グループで更に精査・検討を要すると認めたものは次のとおり。

健康・医療ワーキング・グループ関連

	チーム (案)	別添の該当 ページ
① 社会福祉法人（特別養護老人ホーム等）の財産への担保設定に係る行政庁の承認の不要化	△	1
② 先端的な医療技術の臨床試験手続きの効率化	△	2

投資促進等ワーキング・グループ関連

	チーム (案)	別添の該当 ページ
① 危険物乾燥設備における危険物濃度の規制緩和	△	4
② 風力発電における環境アセスメントの規模要件の見直し	◎	5
③ 風力発電における環境アセスメント手続きの迅速化	◎	6
④ 地熱リプレースの簡素化・迅速化	△	7
⑤ 消防法施行令第 25 条第 2 項次表について	△	8
⑥ 利子補給金制度における支給対象先の拡大	◎	9
⑦ 火力発電所をリプレースする場合の環境影響評価手続きの簡素化	△	11
⑧ 普通自動車乗車定員規制見直し及び自動車車検期間の見直しについて のお願い	○	12
⑨ 独占禁止法第 11 条における信託勘定に対する議決権保有規制の見 直し	○	13
⑩ 投資一任口座で行う投信取引に係る取引報告書（契約締結時交付書 面）の交付義務の緩和	△	15
⑪ 国のリース契約の長期継続契約化	○	16

地域活性化ワーキング・グループ関連

	チーム (案)	別添の該当 ページ
① 倉庫業倉庫に関する規制の見直し	②のみ △	17
② 大臣認定を取得した昇降機の軽微な変更による認定再取得時にお ける手続きの見直し	△	19
③ 建築基準法の用途規制の緩和について	△	20

※「◎」: 各ワーキング・グループで検討している事項及び検討を予定している事項

「○」: 再検討が必要（「◎」に該当するもの除く。）と判断し、規制シートの作成対象とする事項

「△」: 再検討の要否を判断するため、事務局が提案内容に関する事実関係を確認する事項

2 上記以外の提案事項について

上記以外の提案事項については、引き続き、ホットライン対策チームの精査・検討対象とし、必要に応じ各ワーキング・グループにおいて対応する。

提案事項に対する所管省庁の回答

健康・医療ワーキング・グループ関連

番号：1

受付日：平成 26 年 10 月 16 日	所管省庁への検討要請日：平成 26 年 11 月 5 日	回答取りまとめ日：平成 27 年 10 月 30 日
-----------------------	------------------------------	----------------------------

提 案 事 項	社会福祉法人（特別養護老人ホーム等）の財産への担保設定に係る行政庁の承認の不要化
具 体 的 内 容	社会福祉法人（特別養護老人ホーム等）の財産への担保設定に係る行政庁の承認を不要とする。 【提案理由】 社会福祉法人が、民間金融機関にその基本財産（土地・建物）を担保提供する場合、行政庁の承認が必要。一方、福祉医療機構（WAM）の融資や、WAMと民間金融機関の協調融資の場合は承認不要。承認手続きの煩雑さから民間金融機関単独での融資が敬遠され、民業圧迫となっている。イコール・フッティングの観点から民間金融機関単独の融資における担保提供についても承認を不要とするべきである。 所管官庁より、「仮に融資先が経営不振になっても、WAMは政府系金融機関として一定のリスクを負うことを使命としているため、承認不要としている」との回答があったが、融資先が経営不振に陥った場合には、地方銀行もM&Aにより事業継続を図るなど、リスクを負って地域の介護福祉施設の維持に努めている。 また、所管官庁は「WAMの融資や民間金融機関との協調融資では、所轄庁に意見書を求めることとしており、実質的に承認と同等の審査を行っている」としているが、当該意見書は、政府系金融機関であるWAMが都道府県の各種計画との整合性を確認するために徴求するものであり、意味合いが異なる。 本要望が実現すれば、民間金融機関の医療・介護・福祉分野へのより積極的な取組みが可能となり、地域にとって重要な特別養護老人ホーム等の整備・維持に資することが可能になる。
提 案 主 体	(一社)全国地方銀行協会

	所管省庁：厚生労働省
制度の現状	社会福祉法人は、社会福祉事業という公益性の高い事業を安定的、継続的に実施することを目的として設立された法人であり、福祉サービスを必要としている方々に対して、サービス提供を行う必要があります。 このため、社会福祉事業を実施するために必要な基本財産は、法人存立の基礎となるものであることから、基本財産を担保提供する場合については、理事総数の3分の2以上の同意を得た上で、所轄庁の承認を得ることが必要となっております。 また、社会福祉法人の基本財産の担保設定については、 ①独立行政法人福祉医療機構に対して担保に供する場合 ②独立行政法人福祉医療機構と協調融資の契約を結んだ民間金融機関に対して担保に供する場合 以外については、所轄庁の承認を得なければならないとしています。
該当法令等	社会福祉法人の認可について（平成 12 年 12 月 1 日障第 890 号、社援第 2618 号、老発第 794 号、児発第 908 号）
措置の分類	対応不可
措置の概要	○ 社会福祉法人が経営する社会福祉施設については、利用者の権利や生命・安全に関するものであるため、施設経営の安定化・維持・存続が求められます。 ○ また、社会福祉法人は、寄附・補助等により取得した財産を活用して公益性の高い社会福祉事業を行うことを目的とする法人であり、これに対して税制や補助金などの優遇措置が講じられており、基本財産は法人存立の基礎となるものです。 ○ このため、基本財産を担保に供する場合には、所轄庁の承認にかからしめることとし、担保提供の目的の妥当性・必要性、方法の妥当性（償還計画、担保提供先）等を確認しています。 ○ 一方、独立行政法人福祉医療機構については、独立行政法人福祉医療機構法第3条第1項において、社会福祉事業に係る施設の設置等に必要な資金を融資し、もって福祉の増進を図ることを目的とする法人として位置付けられ、国の福祉施策と密接に連動して長期・固定・低利の政策融資を行っています。 ○ 独立行政法人福祉医療機構に基本財産を担保提供する場合には、 ・こうした法律に規定されている独立行政法人福祉医療機構の目的・事業内容を踏まえれば、社会福祉施設の安定化・維持・存続、社会福祉法人の存立基盤の維持という目的に即した融資が行われることは明らかであり、実際、独立行政法人福祉医療機構は、行政の各種計画に照らした事業の妥当性、必要性、補助の予定等を所轄庁から意見徴求をした上で、さらに担保提供の目的の妥当性、必要性、方法の妥当性等に係る所轄庁の承認と同等の審査を行っていること ・独立行政法人福祉医療機構は、社会福祉事業に係る施設の設置等に必要な資金の融通をもって、福祉の増進を図ることを目的とするとの法律の規定に基づき、社会福祉施設等の維持・継続を最優先の課題として融資を行っており、国としてはこの政策融資を財政的に支援しているところです。このことから、独立行政法人福祉医療機構は、融資先が経営不振に陥ったからといって担保を直ちに処分しないことが確実な金融機関であること から例外的に所轄庁の承認を不要としているところです。

提案事項に対する所管省庁の回答

健康・医療ワーキング・グループ関連

番号：2

受付日：平成 27 年 7 月 21 日	所管省庁への検討要請日：平成 27 年 8 月 20 日	回答取りまとめ日：平成 27 年 10 月 30 日
----------------------	------------------------------	----------------------------

提 案 事 項	先端的な医療技術の臨床試験手続きの効率化
具 体 的 内 容	先端的な医療技術の臨床試験手続きについて、以下のような手続きを効率化し、合理的かつ迅速な開発促進に繋げる検討をお願いいたします。 1. in vivo 遺伝子治療臨床研究の手続きの効率化 in vivo 遺伝子治療臨床研究については、「遺伝子治療臨床研究に関する指針」に従い実施されているところですが、多施設共同臨床研究の場合、全施設で同一の申請や変更が求められています。一方、先進医療では、主医療機関がフルパッケージの申請を行えば、協力医療機関の申請は簡素化され、申請内容の変更も主医療機関の当局への変更報告のみで対応可能です。in vivo 遺伝子治療臨床研究について、多施設共同研究が効率的に行えるような指針の整備を検討いただけますでしょうか。 2. 再生医療等製品に該当する医療技術を「先進医療」に適用する際の手続きの効率化 再生医療等製品に該当する医療技術を「先進医療」に適用する際は、厚生労働大臣の臨床研究の実施の了承を必要とし、先進医療申請が必要とされます。当該了承後の先進医療申請が求められています。2つの当局申請を直列で対応することになります。また、重篤な有害事象報告等、各種の類似報告を2つの当局申請に対し対応する必要があります。 同一の実施計画における当該2つの当局申請の手続きの共通事項の効率化を検討いただけますでしょうか。 3. 複合医療の治験申請等の効率化 医薬品及び医療機器のそれぞれ単体では医療技術としては成立せず、双方が併存することにより、医療技術が提供される複合医療の治験の場合、同一実施計画にもかかわらず、医薬品及び医療機器のそれぞれの治験計画届書が必要とされます。 このような複合医療の場合、治験計画届書を一本化し、治験実施できるような制度改革はできないのでしょうか。海外の多くは、1実施計画＝1治験申請で対応しており、当局側で医薬品と医療機器のチーム審査が実施されていると思います。 当局側も企業側も、同一実施計画に対し、2つの治験計画届の対応や管理が求められている状況かと思えます。複合医療の治験申請や対応について、重複しているものを解消し、効率化が図れば、更なる迅速開発が可能になるのではと考えています。 複合医療の治験申請等の効率化をご検討いただけますでしょうか。
提 案 主 体	民間企業

所管省庁：厚生労働省	
制度の現状	1. in vivo 遺伝子治療臨床研究の手続きの効率化 in vivo 遺伝子治療臨床研究については、「遺伝子治療臨床研究に関する指針」（平成 16 年文部科学省・厚生労働省告示第 2 号。以下「旧指針」という。）により、その適正な実施を図ってきたところですが、今般、旧指針に代えて、平成 27 年 8 月 12 日に「遺伝子治療等臨床研究に関する指針」（平成 27 年厚生労働省告示第 344 号。以下「新指針」という。）を策定し、同年 10 月 1 日より施行することとしました。 新指針においては、多施設共同臨床研究の実施を想定し、新たに多施設共同臨床研究を総括する総括責任者の定義及びその責務を規定するとともに、多施設共同臨床研究における審査体制等について、一つの倫理審査委員会による一括した審査を求めることができる規定及び厚生労働大臣に意見を求める際も同様に、一括した審査を求めることができる規定を追加しました。 なお、今年 9 月末までは旧指針が適用されますが、旧指針下において多施設共同臨床研究を実施する場合、協力研究機関が既に承認された主協力機関と同一のプロトコールで実施の申請を行う時は、厚生労働大臣は、同一性を確認の上、申請から 30 日以内にその可否を回答することとしており、手続きの簡素化を図っています。また、変更時の報告については、主研究機関が共同研究機関の変更内容を取りまとめの上、一括して報告していただいても構いません。 2. 再生医療等製品に該当する医療技術を「先進医療」に適用する際の手続きの効率化 再生医療の提供に当たっては、再生医療等の安全性の確保等に関する法律（平成 25 年法律第 85 号）第 4 条の規定により、再生医療等を提供しようとする病院または診療所の管理者は再生医療等提供計画を厚生労働大臣に提出することとされており、同法第 17 条及び第 18 条に基づき、再生医療等提供機関の管理者は、再生医療等提供計画に記載された再生医療等の提供に起因するものと疑われる疾病、障害若しくは死亡又は感染症の発生等を知ったときは、再生医療等の安全性の確保等に関する法律施行規則（平成 26 年厚労省令第 110

提案事項に対する所管省庁の回答

	号) 第 35 条、第 36 条で定めるところにより、その旨を認定再生医療等委員会及び厚生労働大臣に報告しなければならないとされている。 また、先進医療に関しては、厚生労働大臣の定める評価療養及び選定療養（平成 18 年厚生労働省告示第 495 号）において、将来的な保険導入のための評価を行うものとして位置づけられており、先進医療の実施に伴う重篤な有害事象等により治療が必要とされる等の症例が発生したもののについては、地方厚生（支）局長及び厚生労働大臣に報告することとされている。 3. 複合医療の治験申請等の効率化 治験の実施を依頼しようとする企業等は、あらかじめ、治験の計画を厚生労働大臣に届け出なければならないこととなっています。
該当法令等	1. in vivo 遺伝子治療臨床研究の手続きの効率化 遺伝子治療臨床研究に関する指針 2. 再生医療等製品に該当する医療技術を「先進医療」に適用する際の手続きの効率化 再生医療等の安全性の確保等に関する法律（平成 25 年法律第 85 号） 3. 複合医療の治験申請等の効率化 医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律（第 80 条の 2）
措置の分類	1. in vivo 遺伝子治療臨床研究の手続きの効率化・・・対応 2. 再生医療等製品に該当する医療技術を「先進医療」に適用する際の手続きの効率化・・・対応不可 3. 複合医療の治験申請等の効率化・・・対応不可
措置の概要	1. in vivo 遺伝子治療臨床研究の手続きの効率化 平成 27 年 8 月 12 日に「遺伝子治療等臨床研究に関する指針」を策定し、同年 10 月 1 日より施行することとしました。指針においては、多施設共同臨床研究の実施を想定し、多施設共同臨床研究について、厚生労働大臣による一括した審査を求めることができる規定を追加するなど、多施設共同臨床研究が効率的に行えるような整備を行いました。 2. 再生医療等製品に該当する医療技術を「先進医療」に適用する際の手続きの効率化 再生医療等については、新しい医療であり、その安全性が必ずしも確保されておらず、生命倫理への配慮も必要であることから、再生医療等の安全性の確保等の観点から、提供に当たり再生医療等提供計画の提出を求め、有害事象報告等の義務を定めているところである。一方、先進医療については、実施可能な保険医療機関の要件設定及び保険給付との併用の適否の検討等を行うため、試験計画等の提出を求め、先進医療の実施に伴う有害事象等に係る報告を求めているものである。したがって、両計画はその目的を異にすることでものであることから、提出が義務づけられる計画の記載事項や審査内容等が異なること、また、有害事象報告等についても、報告すべき内容対象となる事象の範囲が同一ではないことから、共通項目の手続き簡略化などの措置をとることは考えていない。 3. 複合医療の治験申請等の効率化 1 つの治験において、医薬品と医療機器が対象となるような製品が複数ある場合の治験届について、各製品の届出内容は可能な限り整合させており、添付資料を共通して利用することが可能であり、該当するチームが協力して一体的に確認を行っていることから、運用面において実質的に外国と遜色ない形で対応しています。また、諸手続きを含むこうした運用については、業界団体と意見交換を実施してきております。 治験届を 1 つにするためには、届出を受け付けるシステム等の改修が PMDA において必要であることが想定され、システム改修費用は企業にもご負担いただくざるを得ず、厚生労働省としてはご提案の対応は困難と考えています。治験に関する効率的な運用については、引き続き、業界団体との議論を密に実施し、必要な対応を行います。

提案事項に対する所管省庁の回答

投資促進等ワーキング・グループ関連

番号：1

受付日：平成 27 年 2 月 5 日	所管省庁への検討要請日：平成 27 年 3 月 12 日	回答取りまとめ日：平成 27 年 10 月 30 日
---------------------	------------------------------	----------------------------

提 案 事 項	危険物乾燥設備における危険物濃度の規制緩和
具 体 的 内 容	危険物乾燥設備について、安全性を確保した上で、乾燥に伴って発生する危険物の濃度の爆発下限界値の規制を「30%以上とならないようにすること」から「50%を超えないようにすること」に緩和すべきである。 【要望理由】 現行制度では、「危険物乾燥設備における爆発災害の防止について」（昭和 52 年 12 月 27 日基発第 695 号）において、「危険物乾燥設備については、換気装置を設け強制換気を行う等により、乾燥に伴って発生する危険物の濃度が爆発下限界値の 30%以上とならないようにすること。」と定められている。これに対し、米国では、NFPA86 (Standard for Ovens and Furnances) の中で、原則として「爆発下限界値の 25%以上とならないようにすること。」と規制されているが、「乾燥設備の過熱システムに異常があった際に警告を鳴らして停止させるコントロールシステムが設置され、当該システムによって危険物濃度が爆発下限界値の 50%を超えないよう追加的な換気装置が調整されている」場合には、危険物濃度を爆発下限界値の 50%にまで規制値が緩和されている。下限界値 100%に達しなければ爆発が起こることはなく、爆発下限界値 50%を超えた場合に速やかに停止するシステムが設置されていれば、安全性に支障は生じないと考えられる。我が国企業の国際競争力を確保する観点から、安全性確保措置を講じることを条件に、米国と同様、「爆発下限界値 50%を超えないようにすること。」と規制を緩和すべきである。
提 案 主 体	(一社) 日本経済団体連合会
所管省庁：厚生労働省	
制度の現状	危険物乾燥設備を使用する事業者に対する監督指導事項として、昭和 52 年 12 月 27 日付け基発第 695 号「危険物乾燥設備における爆発災害の防止について」が示されており、その項目の中で「危険物乾燥設備については、換気装置を設け強制換気を行う等により、乾燥に伴って発生する危険物の濃度が爆発下限界値の 30%以上とならないようにすること。」とされています。
該当法令等	昭和 52 年 12 月 27 日付け基発第 695 号「危険物乾燥設備における爆発災害の防止について」
措置の分類	検討に着手
措置の概要	現在、欧米の最新の動向を踏まえ、昭和 52 年 12 月 27 日付け基発第 695 号「危険物乾燥設備における爆発災害の防止について」の 2 において示されている、乾燥に伴い発生する危険物の濃度の範囲について、改正の要否を検討しているところです。

提案事項に対する所管省庁の回答

投資促進等ワーキング・グループ関連

番号：2

受付日：平成 27 年 4 月 17 日	所管省庁への検討要請日：平成 27 年 5 月 15 日	回答取りまとめ日：平成 27 年 10 月 30 日
----------------------	------------------------------	----------------------------

提 案 事 項	風力発電における環境アセスメントの規模要件の見直し
具 体 的 内 容	【要望の具体的内容】 エネルギー基本計画並びに新たに策定される温室効果ガス排出削減目標の達成を実現すべく、風力発電の導入を着実に進めるため、環境影響評価法における第一種事業となる規模要件を見直し、50,000kW 以上（第二種事業は 37,500kW 以上）に設定頂きたい。 【規制の現状と要望理由等】 環境影響評価法施行令第 1 条の別表第 1 の 5 「ル」・「ヲ」では、環境影響評価の対象となる風力発電所について、一律に、「第一種事業で 10,000kW 以上、第二種事業で 7,500kW 以上 10,000kW 未満」と定めているが、再生可能エネルギー発電設備の固定価格買取制度施行後、及び環境影響評価法の改正施行後に環境影響評価手続を行った案件（進行中を含む）の 1 件当りの事業規模は増大している状況であり（当方調べによれば、10,000kW 未満の案件も含めた 1 件当りの事業規模の平均は 50,000kW に迫っている）、また、今後は洋上風力発電事業の案件増加が見込まれるところである。 そこで、環境影響評価法の対象となる風力発電所については、風力発電の導入拡大が着実に進んでいる中国、アメリカ、ドイツ、スペイン、イギリスなど諸外国と同等のレベルである 50,000kW 以上に第一種事業の規模要件を見直して頂きたい。 これにより、各都道府県・政令市に、自然環境・生活環境や風力発電による地域振興などの各地域の実情に即して環境影響評価条例などにより判断頂くとともに、条例の対象とならない小規模案件においても環境問題が発生しないよう、当協会が策定した JWPA 環境アセスガイドを、風力発電事業者に周知・徹底を図る（関係市町村のご協力を得て環境アセスを行う）ことで、適切な環境影響評価が行われ、手続の迅速化や行政手続の効率化を図ることが可能である。また、少なくとも年間 100 万 kW を超えるような風力発電産業の市場形成が図られるなど、風力発電の導入拡大に資するものである。
提 案 主 体	（一社）日本風力発電協会

	所管省庁：経済産業省、環境省
制度の現状	環境影響評価法施行令において、出力 1 万キロワット以上である風力発電所の設置の工事の事業及び出力 1 万キロワット以上である発電設備の新設を伴う風力発電所の変更の工事の事業を第一種事業として、出力 7 千 500 万キロワット以上 1 万キロワット未満である風力発電所の設置の工事の事業及び出力 7 千 500 万キロワット以上 1 万キロワット未満である発電設備の新設を伴う風力発電所の変更の工事の事業を第二種事業として規定し、環境影響評価法及び電気事業法に基づく環境影響評価手続の対象としています。
該当法令等	環境影響評価法施行令
措置の分類	検討を予定
措置の概要	環境影響評価法における風力発電所の対象規模は、騒音・低周波音や動植物への環境影響が生じている実態を踏まえ規定したものであり、現在においても、環境影響評価法に基づく大臣意見等でこれらの環境影響への配慮を求めているところです。一方、御指摘のような論点があることも踏まえ、環境アセスメントのあり方について、環境や地元へ配慮しつつ風力発電の立地が円滑に進められるよう、環境省・経済産業省両省で必要な対策を検討していきます。

提案事項に対する所管省庁の回答

投資促進等ワーキング・グループ関連

番号：3

受付日：平成 27 年 4 月 17 日	所管省庁への検討要請日：平成 27 年 5 月 15 日	回答取りまとめ日：平成 27 年 10 月 30 日
----------------------	------------------------------	----------------------------

提 案 事 項	風力発電における環境アセスメント手続きの迅速化
具 体 的 内 容	【要望の具体的内容】 エネルギー基本計画並びに新たに策定される温室効果ガス排出削減目標の達成を実現すべく、各地域の実情に即した風力発電の円滑且つ着実な導入が図られるよう環境アセスメント手続きの迅速化を図るため、事業特性及び立地環境特性を踏まえた参考項目の絞り込みを行って頂きたい。 【規制の現状と要望理由等】 風力発電事業とその他の発電所事業とは事業特性が明らかに異なる（例えば、改変面積を鑑みても土地改変が及ぼす環境影響は相当に低い）ことから、発電所アセス省令の別表第 5 で規定している参考項目の選定の考え方をその他の発電所事業に準じる考え方から改めない限り、メリハリの利いた環境アセスメントを行うことは出来ず、手続きの迅速化も図り難いところである。 したが、事業特性及び立地環境特性に応じた参考項目のうち、風力発電に特化した項目の絞り込みを行い、効果的且つ効率的な環境アセスメントを実施すべく、別表第 5 の内容を見直すとともに、発電所に係る環境影響評価の手引へ明記した上で出来るだけ早期に発行頂きたい。これらの方策を講じることは、風力発電の導入拡大に資するものであり、環境アセスメント手続きの迅速化を図る上でも合理的なものである。
提 案 主 体	（一社）日本風力発電協会

	所管省庁：経済産業省、環境省
制度の現状	「発電所の設置又は変更の工事の事業に係る計画段階配慮事項の選定並びに当該計画段階配慮事項に係る調査、予測及び評価の手法に関する指針、環境影響評価の項目並びに当該項目に係る調査、予測及び評価を合理的に行うための手法を選定するための指針並びに環境の保全のための措置に関する指針等を定める省令」に規定する参考項目や参考手法を参考に、事業者において環境影響評価を実施する項目や手法を選択し、環境影響評価を実施することとされています。
該当法令等	発電所の設置又は変更の工事の事業に係る計画段階配慮事項の選定並びに当該計画段階配慮事項に係る調査、予測及び評価の手法に関する指針、環境影響評価の項目並びに当該項目に係る調査、予測及び評価を合理的に行うための手法を選定するための指針並びに環境の保全のための措置に関する指針等を定める省令
措置の分類	現行制度下で対応可能
措置の概要	省令で示している環境影響評価項目は、事業者が参考とする項目であり、実際の事業の環境影響評価においては、現行制度でも、関係者の意見を踏まえ、方法書の作成において、事業の実態に即した項目を事業者が選定するものとなっています。 一方、御指摘のような論点があることも踏まえ、環境アセスメントのあり方について、環境や地元に配慮しつつ風力発電の立地が円滑に進められるよう、環境省・経済産業省両省で必要な対策を検討していきます。

提案事項に対する所管省庁の回答

投資促進等ワーキング・グループ関連

番号：4

受付日：平成 27 年 4 月 20 日	所管省庁への検討要請日：平成 27 年 5 月 15 日	回答取りまとめ日：平成 27 年 10 月 30 日
----------------------	------------------------------	----------------------------

提 案 事 項	地熱リプレースの簡素化・迅速化
具 体 的 内 容	【要望の具体的内容】 地熱発電所のリプレースにおいても、火力発電所リプレースに係る環境アセスメントと同様に、調査省略・既存データ活用等々によるアセス簡素化・迅速化の検討をお願いしたい。 【規制の現状と要望理由等】 地熱発電所の環境アセスメント手続においては、環境影響評価法に基づき、新規設置とリプレースとではほぼ同様の手続が必要とされている。しかしながら、リプレースに際しては、土地改変等による環境影響が限定的で、かつより高性能な発電設備を設置することによる効率向上が見込まれることから、そのような案件については早く運用に供されることが望ましい。 従って、環境に影響を与える主要諸元が現状より悪化しないことを設備側で示すことができる場合においては、火力発電所リプレースに係る環境アセスメントと同様に、既存データの配慮書手続等における活用や重要種の動植物及び生態系に係る調査の合理化等により、事業者による合理的な環境影響評価の実施を可能とし、以て環境影響評価手続の合理的な運用に資することをご検討頂きたい。
提 案 主 体	日本地熱協会

	所管省庁：経済産業省、環境省
制度の現状	環境省では、平成 22 年度に専門家による検討会を設置して検討を行い、一定の条件を満たすリプレースを対象として、調査・予測に要する期間の大幅な短縮を可能とするための手法を取りまとめ、平成 24 年 3 月に「火力発電所リプレースに係る環境影響評価手法の合理化に関するガイドライン」を策定しました。 その後、東日本大震災以降の厳しい電力需給の逼迫等を契機として、発電所の環境影響評価手続の簡素化・迅速化が以前にも増して重要となったことから、環境省と経済産業省は平成 24 年 9 月に「発電所設置の際の環境アセスメントの迅速化等に関する連絡会議」を設置して具体的な方策を検討しました。 その検討結果を受け、環境省は平成 24 年度に専門家による検討会を再び設置し、合理化のための条件の明確化や環境影響評価法の改正に伴って新たに導入された「配慮書手続」における合理化のあり方等について検討を行い、平成 25 年 3 月にガイドラインを改訂しています。 地熱発電所のリプレースに関するガイドライン等はありません。
該当法令等	—
措置の分類	検討を予定
措置の概要	リプレースにおける環境アセスメントの調査・予測手法簡略化には、類似の事例により参考項目に関する環境影響の程度が明らかであることが肝要ですが、地熱発電所のリプレースについては、現時点で事例が蓄積されていないため、今後知見の蓄積の状況を踏まえて、簡略化の可能性を検討します。

提案事項に対する所管省庁の回答

投資促進等ワーキング・グループ関連

番号：5

受付日：平成 27 年 9 月 3 日	所管省庁への検討要請日：平成 27 年 9 月 16 日	回答取りまとめ日：平成 27 年 10 月 30 日
---------------------	------------------------------	----------------------------

提 案 事 項	消防法施行令第 25 条第 2 項次表について
具 体 的 内 容	幼稚園（消防法施行令別表第 1 において第 6 項 2（幼稚園）について、消防法施行令第 25 条第 2 項表において幼稚園舎 2 階から避難するための避難設備の中に、避難はしご、避難タラップなど避難の際、幼稚園児が使用できないものが含まれていることは、非常に危険で安全安心をつかさどる法律の抜け穴であることがうかがえます。 これについて、消防本部は認めざるを得ない状況にあり、政令改正等、何らかの措置をお願いしたいと思います。幼稚園児の大切な命のためによりしくお願いします。
提 案 主 体	個人

	所管省庁：総務省
制度の現状	消防法施行令では、防火対象物の構造又は用途及び階に応じて適応する避難器具の種類を定めており、避難器具の設置が必要な防火対象物の関係者は、当該種類の中から適応する避難器具を選択して設置することができます。 幼稚園の 2 階部分に避難器具の設置が必要となる場合においては、基本的に、滑り台、避難はしご、救助袋、緩降機、避難橋、避難用タラップの中から適応する避難器具を選択することになります。
該当法令等	消防法施行令第 25 条
措置の分類	対応不可
措置の概要	消防法施行令上、複数の避難器具の種類の中から適応するものを選択して設置することができるとしている趣旨は、同一の用途であってもそれぞれの防火対象物の実態（収容者の人数、階段又は傾斜路等の避難施設の配置の状況、避難誘導体制 等）により、設置に適した避難器具が異なる場合があることに鑑み、防火対象物の関係者が実態に応じて最も適切な避難器具を選択できるようにしたものです。 幼稚園についても、その実態により、2 階部分に避難はしご又は避難用タラップを設置することが適当な施設も考えられることから、これらの器具を選択肢の 1 つとして定めているところです。 したがって、提案のあった幼稚園の 2 階部分に設置可能な避難器具を避難はしご及び避難用タラップ以外のものに限定することは、選択の幅を狭くし、結果的に実態に合わない規制の強化につながると考えられるため、対応は困難です。 なお、各消防本部においても、建築物の新築時等に提出される、消防同意に係る書類等により、適切な避難器具が選択されているか確認しているものと承知しています。

提案事項に対する所管省庁の回答

投資促進等ワーキング・グループ関連

番号：6

受付日：平成 27 年 9 月 7 日	所管省庁への検討要請日：平成 27 年 9 月 16 日	回答取りまとめ日：平成 27 年 10 月 30 日
---------------------	------------------------------	----------------------------

提 案 事 項	利子補給金制度における支給対象先の拡大
具 体 的 内 容	・利子補給金制度（総合特区支援利子補給金、エネルギー使用合理化特定設備等導入促進事業費補助金、グリーンファイナンス促進利子補給金等の制度）において、金融機関が特定分野に係る企業貸付を行う際、利子補給を受けることができるが、現在、生命保険会社は支給対象となっていない。 ・生命保険会社は、生命保険契約により受け入れた保険料を長期に亘る企業貸付等により運用しており、その資金は全国各地において企業の設備投資等に広く活用されている。 ・したがって、利子補給金制度において、補給金の支給対象に生命保険会社を加えることは、企業の資金調達手段の多様化や資金調達先の分散化に繋がり、ひいては地域経済や日本経済全体の発展に繋がるものと考えられる。 ・については、利子補給金制度における支給対象に生命保険会社を加えて頂きたい。
提 案 主 体	(一社)生命保険協会

	所管省庁：内閣府、経済産業省、環境省
制度の現状	【内閣府】 総合特区の推進に資する事業を行う事業者が金融機関から当該事業を実施するうえで必要な資金を借り入れる場合に、国が当該金融機関を指定（以下「指定金融機関」という。）したうえで、予算の範囲内で最大0.7%の利子補給金を支給します。利子補給の支給期間は、指定金融機関が事業者へ最初に貸付けた日から起算して5年間です。 なお、指定金融機関になりうる金融機関は、「銀行」、「信用金庫及び信用金庫連合会」、「労働金庫及び労働金庫連合会」、「信用協同組合及び信用協同組合連合会」、「農業協同組合及び農業協同組合連合会」、「漁業協同組合、漁業協同組合連合会、水産加工業協同組合及び水産加工業協同組合連合会」、「農林中央金庫」、「株式会社商工組合中央金庫」、「株式会社日本政策投資銀行」となっています。 【経済産業省】 エネルギー使用合理化特定設備等導入促進事業費補助金交付要綱第2条第2項において、利子補給金の交付対象となる貸付を行う「金融機関」とは、（１）銀行 （２）信用金庫 （３）労働金庫 （４）信用協同組合 （５）農業協同組合 （６）漁業協同組合 （７）農林中央金庫 （８）株式会社商工組合中央金庫 （９）株式会社日本政策投資銀行 と規定されており、生命保険会社は規定されていません。 【環境省】 グリーンファイナンス促進利子補給金は、平成 25 年度において終了しました。平成 27 年度において実施されている利子補給事業は以下の二つです。支給対象となっている金融機関は、銀行、信用金庫及び信用金庫連合会、労働金庫及び労働金庫連合会、信用協同組合及び信用協同組合連合会、漁業協同組合及び漁業協同組合連合会、農林中央金庫、株式会社商工組合中央金庫、株式会社日本政策投資銀行です。 ＜環境配慮型融資促進利子補給事業＞ 金融機関が行う環境配慮型融資のうち、地球温暖化対策のための設備投資への融資について、融資を受けた年から3力年以内にCO2排出を3%（又は5力年以内に5%）以上削減することを条件として、年利1%を限度として利子補給を行います。 ＜環境リスク調査融資促進利子補給事業＞ 金融機関が行う環境リスク調査融資のうち、一定の基準に合致する低炭素化プロジェクトへの融資について、CO2排出量の削減・抑制状況の金融機関によるモニタリングを条件として、年利1.5%を限度として利子補給を行います。
該当法令等	【内閣府】総合特別区域法第28条、総合特別区域法第56条 【経済産業省】エネルギー使用合理化特定設備等導入促進事業費補助金交付要綱（平成24年4月5日制定）第2条第2項 【環境省】環境情報の提供の促進等による特定事業者等の環境に配慮した事業活動の促進に関する法律（第4条、第5条）、特別会計に関する法律（第85条第3項第1号木）、特別会計に関する法律施行令（第50条第7項第10号）
措置の分類	【内閣府】検討を予定 【経済産業省】その他 【環境省】検討を予定

提案事項に対する所管省庁の回答

措置の概要	【内閣府】 「生命保険会社は、生命保険契約により受け入れた保険料を長期に亘る企業貸付等により運用しており、その資金は全国各地において企業の設備投資等に広く活用されている。」とのことであり、総合特区の推進に資する事業を行う事業者にとって資金調達手段の多様化につながると考えられる一方、生命保険会社における融資はあくまで保険業務の健全かつ適切な運営のための運用の一手段であると考えられること等を勘案しながら、利子補給金を受けることのできる金融機関に追加するか否かを、関係省庁と協議の上、検討いたします。 なお、本利子補給金は、今年度より対象とする融資月の追加や受給回数を勘案してメリハリをつけた配分とする等、運用の見直しをスタートしたところであり、その効果検証を来年度初頭に行った上で、本検討を実施する予定です。 【経済産業省】 エネルギー使用合理化特定設備等導入促進事業費補助金については、事業の実施に当たって地域金融機関等との連携を強化し、省エネに積極的に取り組む地域の中小・中堅企業等の省エネ投資を後押しすることとしています。 それを踏まえ、既に依頼させていただいています（一社）生命保険協会としての省エネルギー設備投資に係る融資実績、地方での融資状況、中小・中堅企業への融資状況及び融資勧誘方法等をご教示いただいた上で対応について検討をしたいと考えています。 【環境省】 来年度において、環境格付融資や環境リスク調査融資のさらなる普及、定着に向けて、本事業の対象に生命保険会社を新たに加えることの可否等を検討していく予定です。
-------	--

提案事項に対する所管省庁の回答

投資促進等ワーキング・グループ関連

番号：7

受付日：平成 26 年 10 月 14 日	所管省庁への検討要請日：平成 27 年 1 月 29 日	回答取りまとめ日：平成 27 年 11 月 20 日
-----------------------	------------------------------	----------------------------

提 案 事 項	火力発電所をリプレースする場合の環境影響評価手続の簡素化
具 体 的 内 容	環境負荷を低減させるような火力発電所のリプレースについて、環境影響評価手続のうち、配慮書手続を簡素化すべきである。 【提案理由】 環境影響評価法は、環境負荷を低減（温室効果ガスや窒素酸化物・硫黄酸化物の排出量を削減等）させるような火力発電へのリプレースについても、一律同様の環境影響評価手続を行うことを求めている。そのため、環境負荷を低減させるような火力発電へのリプレースを迅速に進めることができない。 環境影響評価手続の一つである配慮書手続は、事業計画の検討の早期の段階において、より柔軟な計画変更を可能とし、環境影響の一層の回避・低減を図るものであるが、環境負荷を低減させるような火力発電のリプレースの場合、他の立地の検討が現実的ではないリプレースであることから、通常の配慮書手続を行う意義は乏しい。 したがって、配慮書手続については配慮書を関係者に送付することで足りることとし、努力義務である意見聴取は不要とするよう、改善すべきである。意見の聴取については、リプレース前の段階から事業について住民とコミュニケーションをとっており、また、方法書手続以降においても、意見聴取が可能である。 これにより、環境負荷を低減させるような火力発電所のリプレースを迅速に行うことが可能になれば、その分、温室効果ガスや窒素酸化物・硫黄酸化物の排出量等の削減を早期に開始できるとともに、電力供給力を迅速に強化することが可能となる。 なお、「発電所設置の際の環境アセスメントの迅速化等に関する連絡会議 中間報告」（2012 年 11 月 27 日）では、「平成 25 年 4 月より施行・導入される配慮書手続についても、他の手続同様、可能な範囲で手続の迅速化を図る」とされているが、その具体的方策までは示されていない。また、2013 年の政府回答は、「配慮書に関する迅速化の具体的方策を統一的に示すには、情報収集やある程度の事例の積み重ね及びそれらの検証が必要」としているが、事業者としては、事業を早期に進め環境負荷の低い発電設備を一日も早く運転開始し、環境改善に貢献したいと考えており、事例の積み重ねを待っている、既存の発電所を稼働し続ける必要があるため、環境改善が遅れてしまう。
提 案 主 体	（一社）日本経済団体連合会
所管省庁：経済産業省、環境省	
制度の現状	出力が 15 万 kW 以上である発電設備の新設を伴う火力発電所の変更（リプレース）の工事の事業を行う事業者が、その事業の配置、構造、位置、規模を決定する段階で、事業計画の複数案を設定した上で、環境へ及ぼす重大な影響について比較評価するとともに、国への意見聴取等の手続を行うこととしています。
該当法令等	環境影響評価法
措置の分類	現行制度下で対応可能
措置の概要	環境影響評価法第三条の七及び主務省令においては、配慮書の案又は配慮書について関係する行政機関及び一般の環境の保全の見地からの意見を求めるよう努めるよう規定しており、努力規定としています。そのため、現行においても事業者が正当な理由を明らかにすれば求めないことも可能とされています。

提案事項に対する所管省庁の回答

投資促進等ワーキング・グループ関連

番号：8

受付日：平成 27 年 10 月 9 日	所管省庁への検討要請日：平成 27 年 10 月 23 日	回答取りまとめ日：平成 27 年 11 月 20 日
----------------------	-------------------------------	----------------------------

提 案 事 項	普通自動車乗車定員規制見直し及び自動車車検期間の見直しについてのお願い
具 体 的 内 容	栃木県で旅館を営業しております。お願いしたいことは2点あります。 1 点目 現行10名以下となっております普通自動車乗車定員規制の見直しをお願いしたい。 ロングタイプのワゴン車でも現行の普通自動車免許ですと定員10名のものしか運転できず、同じ大きさの車両で規格が定員15名のものは、大型自動車免許が必要となります。弊社では、宿泊客や従業員の送迎などにワゴンタイプの乗用車とマイクロバスを使用しておりますが、運転に携わるもの全てが大型自動車免許を持っているわけではありませんので、15名定員乗用車の普通免許での使用が可能になれば、人員の効率化につながり、非常にありがたいです。 現行規制制定当初とは時代も変わり、自動車運転に対するより厳格な意識の変化、技術の進歩による自動車の安全性の向上などにより、定員規制を変更しても事故の増加には、つながりにくいと考えます。 2 点目 自動車車検期間の見直しをお願いしたい。現行新車購入後3年、以降2年に1度とされている車検の期間を統一して3年に1度と変更していただきたい。 車検期間が延びれば、車検費用の負担軽減につながり、ありがたいです。 技術の発達や社会情勢の変化により、交通死亡事故者数は、ここ数年大幅に減少しております。国民負担軽減の1つとして、善処いただきますようお願い申し上げます。
提 案 主 体	民間企業

所管省庁：警察庁、国土交通省	
制度の現状	【1点目】乗車定員11人以上29人以下の中型自動車を運転するためには中型自動車免許（以下「中型免許」という。）を、乗車定員が30人以上の大型自動車を運転するためには大型自動車免許を受けていることが必要とされており、これらの免許の受験資格として、乗車定員10人以下の普通自動車を運転するために必要とされる普通自動車免許（以下「普通免許」という。）の取得よりも厳格な要件が求められています。 【2点目】自家用乗用自動車における自動車検査証の有効期間は2年、初めて自動車検査証を交付する場合にあっては3年としています。なお、自家用乗用自動車のうち、乗車定員が11人以上のものにおいては、有効期間を1年としています。
該当法令等	【1点目】道路交通法（昭和35年法律第105号）第3条、第85条、第96条及び道路交通法施行細則（昭和35年総理府令第60号）第2条 【2点目】道路運送車両法（昭和26年法律第185号）第61条、道路運送車両法施行規則（昭和26年運輸省令第74号）第37条
措置の分類	対応不可
措置の概要	【1点目】 マイクロバス等の乗車定員が11人以上の自動車は、セダン型やミニバン型の普通乗用車と比較すると一般的に車体大きいこと、また乗車定員の多い自動車を運転するにはそれだけ多くの人命を預かることとなることから、より高度な運転技能が求められます。 このような理由から、11人以上の自動車を運転するには普通免許より上位の中型免許以上の免許が必要とされているのであり、したがって御提案のように乗車定員の要件を緩和することは、交通安全上適当でないと考えています。 【2点目】 車検期間の延長については、安全確保及び公害の防止その他の環境保全の観点から、自動車の不具合の発生状況、不具合による事故の状況、自動車ユーザーの保守管理状況、部品の耐久性、諸外国の状況等を鑑み総合的に検討を行う必要があります。 自動車の技術進歩により安全機能の高度化や排ガス性能および快適性等に関しては向上していますが、経年劣化による部品の耐久性については、著しく向上しているわけではなく不具合の状況も変わらないことから、ご提案のような車検期間の延長は適当でないと考えています。 今後も、これらの状況を継続的にチェックして適切に対応してまいります。

提案事項に対する所管省庁の回答

投資促進等ワーキング・グループ関連

番号：9

受付日：平成 27 年 10 月 15 日	所管省庁への検討要請日：平成 27 年 10 月 23 日	回答取りまとめ日：平成 27 年 11 月 20 日
-----------------------	-------------------------------	----------------------------

提 案 事 項	独占禁止法第 11 条における信託勘定に対する議決権保有規制の見直し
具 体 的 内 容	【提案の具体的内容】 独占禁止法第 11 条に定める銀行に対する議決権保有規制につき、信託銀行が信託勘定で保有する株式に係る議決権（委託者等が議決権を行使できる場合等を除く。以下同じ。）について、規制の対象から除外していただきたい。 【提案理由】 ・ 独占禁止法第 11 条に定める議決権保有規制については、平成 26 年 4 月 1 日付「独占禁止法第 11 条の規定による銀行又は保険会社の議決権の保有等の認可についての考え方」（以下、ガイドライン）の改正により、信託銀行が信託勘定で保有する株式に係る議決権について、認可要件の一部撤廃等の認可条件が緩和されたものの、依然事務負担および信託勘定に係る株式に対する機動的・効率的な運用への支障が残ることから、更なる緩和をお願いするもの。 ・ 独占禁止法第 11 条は、「事業支配力の過度の集中の防止」および「競争上の問題の発生の防止」の観点から、豊富な資金量を有し、融資を通じて他の会社に大きな影響力を及ぼし得る銀行および保険会社に対して、株式に係る議決権の保有規制を課している（信託銀行は銀行勘定と信託勘定で保有する株式に係る議決権を合算し 5%以内）。 ・ 信託銀行が信託勘定で保有する株式に係る議決権は、信託法等の法令に則り信託の目的に従って受益者の利益のために行使するものであり、銀行勘定で保有する株式に係る議決権とは分別して議決権行使を行う態勢を整えている。それにより、銀行勘定が信託勘定を利用して事業支配力の過度の集中および競争上の問題の発生のおそれはない。 ・ 一方で、当該規制を遵守するためには、銀行勘定・信託勘定間で部門の分離を図っているにもかかわらず、銀行勘定・信託勘定それぞれで保有する株式に係る議決権数の合計、および議決権を新たに保有する場合だけでなく発行会社の資本政策（自己株式の取得等）によっても変動する議決権保有割合を管理する必要があり、そのための事務負担、システム・ルール等の整備負担には重いものがある。 ・ また、ガイドライン改正により認可要件は緩和されたものの、信託銀行が信託勘定で保有する株式に係る議決権が当該規制の対象から除外されない限り、依然、認可が得られず、信託銀行が信託勘定で運用する株式について意図しないタイミングでの処分を余儀なくされるリスクがあることから、認可申請が必要とならない範囲内での株式の取得にとどめる、すなわち、一部の株式の取得を断念せざるを得ず、受益者の利益の極大化を図ることの障害になりかねない。 ・ ついては、信託銀行が信託勘定で保有する株式に係る議決権につき、独占禁止法第 11 条に定める銀行に対する議決権保有規制の対象から除外していただきたい。
提 案 主 体	（一社）信託協会

	所管省庁：公正取引委員会
制度の現状	・ 独占禁止法第 11 条第 1 項では、銀行業又は保険業を営む会社が他の国内の会社の議決権をその総株主の議決権の 100 分の 5（保険業を営む会社にあつては、100 分の 10）を超えて有することとなる場合における議決権の取得又は保有を規制しています。ただし、同項第 3 号により、金銭又は有価証券の信託に係る信託財産として株式を取得又は所有することによる議決権の取得又は保有については、同項の適用が除外されています。 ・ 同条第 2 項では、第 1 項第 3 号（委託者若しくは受益者が議決権を行使することができる場合及び議決権の行使について委託者若しくは受益者が受託者に指図を行うことができる場合を除く。）の場合にあつては、他の国内の会社の議決権をその総株主の議決権の 100 分の 5 を超えて有することとなった日から 1 年を超えて当該議決権を保有しようとするときは、あらかじめ公正取引委員会の認可を受けなければならないとされています。
該当法令等	独占禁止法第 11 条
措置の分類	対応不可

提案事項に対する所管省庁の回答

措置の概要	・ 信託勘定で保有する株式に係る議決権が信託法等の法令に基づき信託の目的に従って受益者の利益のために行使するものであること等の信託勘定の特性については、現行の規定においても既に考慮されており、1年間は認可を要せず総株主の議決権の100分の5を超える議決権を保有することが認められているとともに、認可があれば1年を超えて保有することが可能です。 ・ 加えて、提案者の要望内容も踏まえて、公正取引委員会は、平成26年4月に「独占禁止法第11条の規定による銀行又は保険会社の議決権の保有等の認可についての考え方」を改定し、信託勘定で保有する株式に係る認可要件の一部を廃止するとともに、認可に当たって期限を付さないこととするなど、規制を大幅に緩和し、事務負担の軽減も図られました。 ・ 一方で、信託勘定で保有する株式に係る議決権については、信託銀行が自己の意思に基づき議決権を行使することができる、この点は、提案者が挙げる規制等の存在によって何ら変わるものではない以上、独占禁止法第11条による認可制度を通じて、公正取引委員会が、信託銀行が事業会社と結び付くことによる競争上の問題の発生のおそれの有無を審査する必要があります。
-------	---

提案事項に対する所管省庁の回答

投資促進等ワーキング・グループ関連

番号：10

受付日：平成 27 年 10 月 15 日	所管省庁への検討要請日：平成 27 年 10 月 23 日	回答取りまとめ日：平成 27 年 11 月 20 日
-----------------------	-------------------------------	----------------------------

提 案 事 項	投資一任口座で行う投信取引に係る取引報告書（契約締結時交付書面）の交付義務の緩和
具 体 的 内 容	【提案の具体的内容】 投資一任口座（いわゆるラップ口座）で行う投資信託の取引に伴い、投資信託の販売会社が行う取引報告書（契約締結時交付書面）の交付につき、その義務を緩和していただきたい。 【提案理由】 ・投資一任口座（いわゆるラップ口座）で行う投資信託等の有価証券の取引は、顧客との投資一任契約に基づき、投資運用業者（投資運用業を行う金融商品取引業者等）の投資判断により行われるものである。また、法令では、投資運用業者は、6ヶ月を超えない範囲において、定期的に運用報告書を作成し、顧客宛て交付しなければならないと定められており、当該運用報告書には取引の内容および運用財産の状況が記載される。 ・一方で、金融商品取引法では、金融商品取引業者等は金融商品取引契約成立後、遅滞なく契約締結時交付書面を顧客宛て交付しなければならないと定められている。そのため、投資一任口座で行う投資信託の取引の場合でも、投資信託の販売会社は、取引の都度、取引報告書（契約締結時交付書面）を顧客宛て交付しているが、以下のような顧客苦情および業務負担・コストが生じている。 「投資一任契約を締結しその契約の範囲内で投資判断を一任しているにもかかわらず郵送物が多い。」「投資判断を任せているのだから、個々の取引について書類を送られてくることが理解できないし、また書類を見ても資産全体の運用内容はわからない。」といった顧客苦情が多く寄せられており、それらを理由に解約を希望される場合もあり、断片的な情報提供が顧客の投資一任口座全体の運用状況に対する理解を妨げている可能性がある。 - 定期的にポートフォリオの見直しを行う投資一任口座において、取引の都度、取引報告書の交付を行うことは、業務負担とコストがかかる。 ・については、顧客理解の促進および業務負担・コスト軽減の観点から、取引報告書を一定期間（例えば、月次・四半期等）分まとめて交付することを可能とする等、取引報告書の交付義務を緩和していただきたい。
提 案 主 体	（一社）信託協会

	所管省庁：金融庁
制度の現状	金融商品取引業者等は、金融商品取引契約が成立したときは、内閣府令で定める場合を除き、遅滞なく書面を作成し、顧客に交付する必要があります。（金融商品取引法第 37 条の 4）
該当法令等	金融商品取引法第 37 条の 4、金融商品取引業等に関する内閣府令第 110 条
措置の分類	検討を予定
措置の概要	投資一任契約に基づく取引の内容を記載した書面の交付義務を緩和すること等について、顧客に対する適切な情報提供の観点に留意しつつ、検討を行います。

提案事項に対する所管省庁の回答

投資促進等ワーキング・グループ関連

番号: 11

受付日: 平成 27 年 10 月 27 日	所管省庁への検討要請日: 平成 27 年 11 月 9 日	回答取りまとめ日: 平成 27 年 11 月 20 日
------------------------	-------------------------------	-----------------------------

提 案 事 項	国のリース契約の長期継続契約化
具 体 的 内 容	【具体的内容】 ①国のリース契約について地方自治体と同様に長期継続契約の対象とすべきである。具体的には、会計法第 29 条の 12 について、地方自治法第 234 条の 3、同法施行令第 167 条の 17 と同様の改正を行うこと。 ②リース契約について、上記の措置が取られるまでの間は国庫債務負担行為を設定すること。 【提案理由】 現在、国が OA 機器や車両をリースで導入するに際して、複数年度の使用が明白であっても、長期継続契約として締結されない。また、国庫債務負担行為が設定された契約は全体の契約件数の中のごく一部にすぎない（平成 27 年度予算書：一般会計 116 件、特別会計 26 件）。 国庫債務負担行為により複数年度のリース契約を締結する省庁に限られており、これらの省庁以外では、複数年度の利用を前提としたリース料による「単年度リース契約」を更新している実態があり不合理である。 「単年度リース契約」は、ほとんどの場合にリース会社が投資元本の未回収リスクを負っている。投資元本の未回収リスクを負うか否かはリース会社の判断であるが、国は複数年度のリースと同等のメリットを享受しながら、リース会社にリスク負担を強いており、公正かつ自由な経済活動を阻害している。
提 案 主 体	(公社)リース事業協会
所管省庁: 財務省	
制 度 の 現 状	国が翌年度以降にわたって支出することとなる契約を行う場合には、国庫債務負担行為により行うこととされています。 長期継続契約は、翌年度以降にわたり、電気、ガス若しくは水の供給又は電気通信役務の提供を受ける契約を締結することができることとされています。
該 当 法 令 等	財政法第 15 条、会計法第 29 条の 12、予算決算及び会計令第 102 条の 2
措 置 の 分 類	現行制度下で対応可能
措 置 の 概 要	国が行う複数年度契約は、国庫債務負担行為により行うこととされています。よって、契約を行う各省各庁において、適切に活用すべき事項となります。 なお、長期継続契約は、電気、ガス等の継続的給付であって、かつ最小限度必要な給付についてのみ行うこととしています。

提案事項に対する所管省庁の回答

番号：1

地域活性化ワーキング・グループ関連

受付日：平成 26 年 10 月 14 日

所管省庁への検討要請日：平成 26 年 11 月 5 日

回答取りまとめ日：平成 27 年 10 月 30 日

提 案 事 項	倉庫業倉庫に関する規制の見直し
具 体 的 内 容	倉庫業を営む倉庫について、防火区画の緩和、庇の建築面積算定方法の緩和、倉庫内の小規模な間仕切りに関する準耐火構造規制の緩和を行うべきである。 【提案理由】 ①防火区画の緩和 建築基準法施行令第 112 条より、倉庫業を営む倉庫は 1,500 ㎡毎に防火区画を設けることが求められている。そのため、倉庫にコンベア等の長いマテリアルハンドリングを導入しようとしても、防火区画内規制があるため、導入を諦めるケースが多く発生し、既存倉庫業の効率化が阻害されている。他方、倉庫を新設する際には、同法同条但書きの「やむを得ない場合」として、消火栓や避難誘導灯を設置すること等により防火区画の設定が免除される。 既存倉庫についても、消火・避難設備の設置を充実させること等を条件に防火区画の設定が免除されれば、安全を確保しながら倉庫業の更なる効率化を図ることができる。 ②庇の建築面積算定方法の緩和 建築基準法施行令第 2 条第 2 号より、倉庫業の建蔽率を算定する際、庇が 1 m 以上突き出ている場合には先端より 1 m 後退した部分までが建築面積に算入される。 一定程度までの庇を建築面積に算入しないなど、建築面積算定方法を緩和すれば、豪雨時においても、大型トラックが庇の下で荷降・荷積作業を迅速に行うことができ、待機トラックによる交通渋滞や CO2 排出増の防止、荷物の定刻運搬等が実現できる。 ③倉庫内の小規模な間仕切りに関する準耐火構造規制の緩和 建築基準法施行令第 112 条第 13 項より、建物の一部が特殊建築物の場合は、その部分とその他の部分を準耐火構造の床・壁等で区画しなければならない。 このため、倉庫内に伝票入出力作業場など事務作業をするために間仕切りを設置しようとする場合でも、倉庫部分と作業場を準耐火構造の床・壁等で区画することが求められると、本来不要なコスト増を招くこととなる。 そもそも、小規模作業場のための間仕切りにまで準耐火構造を要求しなくても、建築基準法に基づく防火安全対策が講じられており、倉庫全体の安全性は十分確保されている。
提 案 主 体	(一社)日本経済団体連合会
所管省庁：国土交通省	
制度の現状	①建築基準法施行令第 112 条第 1 項による防火区画は、火災を局所的なものに止めるため延べ面積が 1,500 ㎡を超えるものについて、床面積の合計 1,500 ㎡以内ごとに準耐火構造の床若しくは壁又は特定防火設備で区画することとしているものです。同条ただし書きで、工場等について「用途上やむを得ない場合」については面積区画を必ずしも設けなくてもよいとされています。 ②建築基準法施行令第 2 条第 2 号で、建築物（地階で地盤面上 1m 以下にある部分を除く。）の外壁又はこれに代わる柱の中心線（軒、ひさし、はね出し縁その他これらに類するもので当該中心線から水平距離 1m 以上突き出たものがある場合においては、その端から水平距離 1m 後退した線）で囲まれた部分の水平投影面積によります。ただし、国土交通大臣が高い開放性を有すると認めて指定する構造の建築物又はその部分については、その端から水平距離 1m 以内の部分の水平投影面積は当該建築物の建築面積に算入しないこととなっております。 ③建築基準法施行令第 112 条第 13 項による防火区画は、異なる用途部分相互間の防火上の安全を図るため当該用途部分とその他の用途部分とを準耐火構造の床若しくは壁又は特定防火設備で区画することとしているものです。
該当法令等	①建築基準法施行令第 112 条第 1 項 ②建築基準法施行令第 2 条第 2 号 ③建築基準法施行令第 112 条第 13 項
措置の分類	①事実誤認 ②対応不可 ③対応不可

提案事項に対する所管省庁の回答

措置の概要	①新築・既存を問わず「用途上やむを得ない場合」には建築基準法施行令第112条のただし書きが適用されます。 ②建築面積は敷地上において対象となる建築物が覆う面積のことであり、その水平投影面積と同じとなり、建ぺい率算定の基礎となります。 ひさし部分については外気への開放性を認め、通風、採光等に関する一定の環境が確保されるものとみなすことができることから、建築物の端から1m以内の部分の水平投影面積は建築面積に算入しないものとなっております。 従って、通風等の環境条件を確保すること、敷地に対する建築物の割合が過大とならないこととするためにも、ひさし部分すべてについて建築面積に算入しないこととすることはできません。 ③安全確認上異なる用途と判断される用途間には区画を設ける必要があります。
-------	--

提案事項に対する所管省庁の回答

地域活性化ワーキング・グループ関連

番号：2

受付日：平成 27 年 4 月 23 日	所管省庁への検討要請日：平成 27 年 5 月 16 日	回答取りまとめ日：平成 27 年 10 月 30 日
----------------------	------------------------------	----------------------------

提 案 事 項	大臣認定を取得した昇降機の軽微な変更による認定再取得時における手続の見直し
具 体 的 内 容	【要望の具体的内容】 構造方法について既に大臣認定を取得した昇降機について、部品の改廃等の理由で軽微な変更を行い、大臣認定を再取得した場合には、新規認定とは異なる、既認定内容の一部「変更」であることが明確になるよう手続きを見直すなど、確認申請・検査が不要であることを明確化すべきである。 具体的には、以下が考えられる。 ①新たな大臣認定番号を付与するのではなく、従前の大臣認定番号を引き継ぐ(枝番を付すことも含む)。 ②申請書・認定書の記載事項等について、変更内容が明確になるよう、新規認定とは区別した変更(更新)時の様式を設けるとともに、添付書類も一式ではなく変更に関わる必要書類に留める。 【規制の現状と要望理由等】 軽微な変更により大臣認定を再取得する場合、新規認定を取得する場合と同様に、新たな認定番号が付与され、申請書・認定書の記載事項や添付書類も、新規の場合と特に区別されていないため、軽微な変更であっても新規認定と同等の手間を要する。また、国土交通省の「既設エレベーターに戸開走行保護装置等を設置する際の建築基準法上の手続きについては、エレベーター全体を撤去・新設する場合を除き建築確認・検査は不要」(平成 24 年 4 月 27 日・国住指第 291 号)との見解を踏まえれば、軽微な変更においては、確認申請は不要であると判断されるのが自然と考えられるところ、同じ内容の変更であっても確認申請・完了検査(建築基準法第 87 条の 2)の要否の判断が特定行政庁毎にばらつきがあり、予見性が低いのみならず、全国で昇降機の部品を交換する度に手続きの負担が生じるなど事業の効率性が損なわれている。 確認申請手続きの必要性等については特定行政庁との協議に委ねられているが、軽微な変更に係る確認申請手続きの要否の判断のばらつきをなくするため、既認定分の軽微な変更であることが明確にわかるようにすべきである。これは、事業者(確認申請が必要とされる場合は建築主も含む)にとっての負担軽減だけでなく、特定行政庁や指定確認検査機関にとっての業務効率化にもつながる。 なお、先の規制改革ホットライン提案に対する国土交通省の検討結果は、「確認申請等の対象とならなければ、認定書の提出は法令上要求されていません。」とのことで、「現行制度下で対応可能」とされているが、そもそも確認申請等の対象となるかどうかの判断のばらつきをなくすることが趣旨であり、その観点から改めて検討いただきたい。
提 案 主 体	(一社)日本経済団体連合会

	所管省庁：国土交通省
制度の現状	建築基準法（以下「法」という。）第 6 条において、一定の建築物を建築しようとする場合、建築確認等の手続きを求めています。 また、法第 87 条の 3 において、政令で指定する昇降機その他の建築設備を一定の建築物に設ける場合について、建築確認等の手続きを求めています。
該当法令等	建築基準法第 6 条、建築基準法第 87 条の 3
措置の分類	事実誤認
措置の概要	大臣認定制度における軽微な変更は、大臣認定取得時の申請者の手続き等の負担を軽減するための運用であり、それにより建築確認等の要否が決まるものではありません。したがって、ご提案にあった大臣認定制度の見直しにより、建築確認等の手続きの要否が明確化されるものではありません。 なお、建築確認等の手続きが必要となる対象は建築基準法に明記されており、昇降機の改修等については、その改修等の内容が法第 6 条又は法第 87 条の 3 の要件に該当する場合に建築確認等の手続きが必要となります。

提案事項に対する所管省庁の回答

地域活性化ワーキング・グループ関連

番号：3

受付日：平成 27 年 10 月 11 日	所管省庁への検討要請日：平成 27 年 10 月 23 日	回答取りまとめ日：平成 27 年 11 月 20 日
-----------------------	-------------------------------	----------------------------

提 案 事 項	建築基準法の用途規制の緩和について
具 体 的 内 容	建築基準法により建築物の用途制限を設けることは、秩序ある街並みの形成にとって大切なことだと思います。しかし、地域の実情を無視した行き過ぎた規制は、地域の活力の妨げになっていることも事実です。例えば、第 1 種中高層住居専用区域においては、「銀行の支店、損害保険代理店、宅地建物取引業を営む店舗その他これらに類するサービス業を営む店舗」は、建築できることになっています。しかし、国土交通省の指導で、税理士事務所、会計事務所、建築事務所等はこれに含まれず建築ができません。大都会では、このような事務所を第 1 種中高層住居専用区域内に建設する必要性はあまり無いのかもしれませんが、市街地が限られている地方都市では、住民が必要とする場所に建設できることが大切ですので、実態に応じた規制緩和をお願いします。
提 案 主 体	個人

	所管省庁：国土交通省
制度の現状	建築基準法第 48 条の用途規制は、市街地の環境を保全するための制限であり、それぞれの用途地域の目的に応じて、建築できる建築物の種類や規模が定められています。 ご指摘の「税理士事務所、会計事務所、建築事務所」は、一般に「銀行の支店、損害保険代理店、宅地建物取引業を営む店舗その他これらに類するサービス業を営む店舗」に該当せず、「事務所」として取り扱われているところです。 また、ご指摘の事務所については、第一種中高層住居専用地域において、居住者の日常生活の利便性等の観点から、立地が制限されているところですが、特別用途地区や地区計画の活用、同法第 48 条のただし書きによる特定行政庁の許可等により建築することが可能です。 なお、事務所部分の床面積が延べ面積の 1/2 未満であり、かつ、50 m²を超えない兼用住宅の場合は、立地することが可能です。
該当法令等	建築基準法第 48 条第 3 項、 建築基準法施行令第 130 条の 3 第 1 号
措置の分類	現行制度下で対応可能
措置の概要	ご指摘の事務所については、一定の兼用住宅の場合を除き、第一種中高層住居専用地域において、居住者の日常生活の利便性等の観点から立地を制限されているところですが、特別用途地区や地区計画の活用、建築基準法第 48 条ただし書きによる特定行政庁の許可等により建築することが可能です。